

令和6年第6回津南町議会臨時会会議録

(12月20日)

招集告示年月日		令和6年12月11日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和6年12月20日午前11時00分			閉会	令和6年12月20日午前11時58分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田昌	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長			
	教育長			DMO推進室長			
	農業委員会 長			教育委員会教育次長			
	監査委員			ジオパーク推進室長			
	総務課長	鈴木正人	○	会計管理者			
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長	小林武	○	
	税務町民課長			上下水道班長	福原卓也	○	
職務のため出席した者の職・氏名	議会事務局班長	太田一規	議会事務局書記	石沢和也			
会議録署名議員	5番	久保田等	10番	吉野徹			

〔付議事件〕

(12月20日)

- | | | |
|-------|--|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議案第69号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第4 | 議案第70号 津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第5 | 議案第71号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第6 | | 議案第72号 津南町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第73号 令和6年度津南町一般会計補正予算(第11号) | |
| 日程第8 | | 議案第74号 令和6年度津南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第9 | | 議案第75号 令和6年度津南町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 | | 議案第76号 令和6年度津南町簡易水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | | 議案第77号 令和6年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | | 議案第78号 令和6年度津南町農業集落排水事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | | 議案第79号 令和6年度津南町病院事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第80号 令和6年度津南町一般会計補正予算(第12号) | |

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和6年第6回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前11時00分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、5番、久保田等議員、10番、吉野徹議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

議案第69号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第69号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和6年11月15日に開催の津南町特別職報酬等審議会において、津南町議会の議員の議員報酬の改定について審議が行われ、期末手当を引き上げることが適当との答申を頂きました。これを受け、答申を尊重するなかで慎重に検討を行い、津南町議会の議員の期末手当を引き幅を圧縮した上で引き上げるため、所要の改正を行うものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

全員協議会での説明の時に3回も質疑をしてしまったので、最後の一つだけ質疑したいと思います。今、特別職の報酬審議会から答申されたということなのですが、差し支えなければ、この報酬審議会のメンバーを教えてくださいたいと思います。個人名がもし駄目だったら、職業的なことでも良いと思います。何人いるか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

すみません。手元に資料が無くて全ての方ではないのですが、全部で7名の方で構成されていて、例えば、商工会の会長さんですとか、銀行の支店長さんですとか、森林組合の方ですとか、農業委員会の会長さんですとか、あるいは一般事業者等、様々な分野の方から構成されているところでございます。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

なぜそういうことをお聞きしたかという、例えば、今の議会の報酬、期末手当は0.1か月ですが、報酬は据え置き。先ほどの総務課長の説明をお聞きしますと、「去年上げたから今年はいいだろう。」と。たったそれだけの理由で据え置きになっています。ですから、私が何が言いたいかという、今の審議会の中に議会活動とか、そういうものを把握している人がいるのかどうか。そして、議長はよく知っていますけれど、今の町村議会議長会で動いている状況、報酬は首長の4.6か月にする運動とかも始まっていますが、そう

いった議員活動とか、そういう議会の動きを把握している方がいらっしゃるのかどうかというのは非常に疑問です。再度言いますけれど、「去年上げたから今年はいいだろう。」と、そういう理由だったと思うのですけれども。そういった観点からいくと、多分、今の内容からいくと、議会の詳細な活動とか、議長会とか、そういう全国の議会の動きというものを把握している人が多分ないだろうと。この後の役場の行政職の改定もありますけれど、それを含めて、私は、やっぱりこういったことを熟知している議会議員の経験者、OB、行政職については例えば三役を経験したOB、そういった方を1人ずつくらいは入ってもらべきだと思うのですけれども、こう言うと一般質問になってしまいますので。私はそのように考えていますけれども、当局としてはそういった考えは無いかどうかというのだけ、お聞きしたいと思います。

議長（恩田 稔）
総務課長。

総務課長（鈴木正人）

私、先ほど言葉足らずでございました。特別職報酬等審議会の委員の皆様からは、ほかの市町村の支給の状況ですとか、あるいは、議員の皆様活動を十分理解いただいた上で御審議いただいていると、私としては理解しているところでございます。そういったなかでの、町民の皆様代表としてのもんと思っているところでございます。昨年度、議員定数が削減されるなかで、しっかり報酬額を引き上げようということで、非常に前向きな発言が多かったものですから、相当額の引上げをさせていただいたところでございます。委員の皆様からは、そういった部分が昨年度反映されているので、今年度の報酬については据え置きということではないかというようなお話が多かったところでございます。なお、答申を尊重する必要は十分あるところでございますし、これを受けてどう対応していくかということもしっかり考えていかなければいけないと思っているところです。

議長（恩田 稔）
7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

私が今、質疑したのは、そういった人を入れるつもりがあるかないかというのについて、今言ったように、議員のOB1人くらいと、例えば役場の管理職でもいいし、三役経験者を1人くらい入れて、その業務をもっと詳しく掌握した人を入れたらいかがですかというのに対して、どのようにお考えですかという質疑をしたので、その辺が入っていないと思うのですけれど。

議長（恩田 稔）
総務課長。

総務課長（鈴木正人）

その辺はまた引き続き、どういったメンバーが良いのかは検討させていただきたいと思
います。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 69 号について採決いたします。

議案第 69 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第 70 号 津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 70 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和 6 年 11 月 15 日に開催の津南町特別職報酬等審議会において、津南町特別職の給与
の改定について審議が行われ、給与、期末手当ともに引き上げることが適当との答申を頂
きました。これを受け、答申を尊重するなかで慎重に検討を行い、津南町特別職の給与は
据え置き、期末手当は引上げ幅を圧縮した上で引き上げることとし、所要の改正を行うも
のです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 70 号について採決いたします。

議案第 70 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第 71 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 6

議案第 72 号 津南町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 71 号及び議案第 72 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づき、本年度の職員の給与水準改定などについて、所要の改正を行うものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 71 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 71 号について採決いたします。

議案第 71 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 72 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 72 号について採決いたします。

議案第 72 号について原案に賛成の方の起立を求めます。
全員賛成です。

— (全員起立) —

よって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

議案第 73 号 令和 6 年度津南町一般会計補正予算 (第 11 号)

日 程 第 8

議案第 74 号 令和 6 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日 程 第 9

議案第 75 号 令和 6 年度津南町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日 程 第 10

議案第 76 号 令和 6 年度津南町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日 程 第 11

議案第 77 号 令和 6 年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日 程 第 12

議案第 78 号 令和 6 年度津南町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)

日 程 第 13

議案第 79 号 令和 6 年度津南町病院事業会計補正予算 (第 2 号)

議長 (恩田 稔)

議案第 73 号から議案第 79 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

議案第 73 号から議案第 79 号まで一括して説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び事業会計において、先ほどの条例改正で説明をさせていただきました議員及び特別職の期末手当の改正による補正、今年度の人事院勧告、新潟県人事委員会勧告及び 4 月人事異動等に伴う職員人件費の補正をさせていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

そのほか、一般会計の総務課関係では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金積立金の増でございます。

税務町民課関係では、歳入で、森林環境譲与税の増でございます。

農林振興課関係では、歳出で、森林環境譲与税活用事業補助金の増でございます。

特別会計及び事業会計は、全て職員人件費に係る補正でございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

総務課長（鈴木正人）、農林振興課長（太田 昌）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

1点だけ教えていただきたいのですが、簡易水道事業会計の所で他会計負担金8万6,000円とあります。これはほかの水道関係の会計を見ても、ここに支出をした補正した額が載っていないのですが、これは一般会計の繰入れなのか。また、もし、一般会計とかだとしたら、ここだけが収支同一でなくても良いという会計になっているわけですよね。事業会計になって。この8万6,000円という意味を教えてください。

議長（恩田 稔）

上下水道班長。

上下水道班長（福原卓也）

質疑の簡易水道事業会計の繰入れについて、御説明します。

まず、簡易水道事業会計の支出になりますが、こちらは建設課長と上下水道班長の給与の増額になります。それに対して、こちらの収入なのですけれども、建設課長の給与に対する一般会計からの繰入れになります。なぜ建設課長の給与にだけ繰入れがあるかというところになるのですけれども、建設課長の給与につきましては、簡易水道事業会計から全額支給しておるわけなのですけれども、一般会計と企業会計を兼務している職員の給与は、一つの会計が全額負担することは地方公営企業法上、違法であるという決めがありまして、2分の1を一般会計が負担をすることになっております。では、一般会計はどこで負担をしているかという話になるのですが、議案第73号一般会計補正予算の中の13ページを御覧いただきたいのですけれども、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、こちらで8万6,000円を補正計上しておりますので、こちらから繰出しをしていることになります。金額については、今ほど申し上げたとおり、一般会計で2分の1を負担するということになるのですけれども、そうすると支出額と収入額が少し合わないのではないかとこのところも生じてくるのですが、支出額につきましては給与、手当、そのほかに次年度の6月賞与に当たる引当金部分も今回の補正額に含まれております。そこら辺の額と整合性がとれないわけではないのですけれども、単純に2分の1の額の繰入れにはなっていないということでございます。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

分かりました。ありがとうございました。

そうしましたら、例えば事業会計のほうで、ほかの下水道会計とか、そういうところにこの8万6,000円を分けるというようなことはしなくて、全てこの簡易水道事業会計のほうだけで見ているということですか。

議長（恩田 稔）

上下水道班長。

上下水道班長（福原卓也）

課長給与につきましては、全額、簡易水道事業会計に計上しておりますので、こちらの簡易水道事業会計にのみ繰入れをしています。特定環境保全公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計につきましては、給与費は担当している事務職、技師の給与のみとなっておりますので、こちらへの繰入れはございません。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

先ほど、一般会計での給与の増は、約2,300万円くらいだということですね。特別会計も病院事業会計も全て含めると、私の目でさっと750万円くらいあるなと思って、これは3月の年度末までだと思うのですけれど、今回は合わせると3,000万円くらいあるなという感じがしましたので、そんな感じでよろしいかということ。

不思議なのは病院事業会計で補正が全然出ていない。ということは、当初予算で昇給を見越して、もう予算化していたということなのか、どういうことなのか。病院もかなり補正が出てくるのだろうなと思っていたらゼロという。訪問看護ステーションは入っていませんけれども。その辺の理由をお知らせください。

以上です。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

異動等も含めるなかでの総額ということでは、そういった御理解で良いかと思っております。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

今回、訪問看護ステーションの予算の組替えということのなかで、人事異動が伴うものでございました。御質疑の当初予算にこの人事院勧告部分を繰り入れているかどうかというようなことでございます。実際、今回の収支の差額というなかで、当初予算ではドクター1名をプラスしていました。確保するということ、あるいは看護師を確保すること、そういうことを見越して予算計上してございます。その部分と今回の条例改正による部分と、比較したなかですが、今回は収益を計上する必要が無かったということでございます。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

一口で言うと、予算はプラスになっていて、実際は昇給分とかを考えるとプラス・マイナスゼロになったという、そういう考え方で良いのですね。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

金額につきましては差額分は出ますが、考え方としてはそのような考え方ということになります。ただ、今後も医師・看護師、年度内でも確保するような動きをしていきたいというなかで、当初予算の医業費用分の補正はしていないと。最終補正の時にさせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第73号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第73号について採決いたします。

議案第73号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第74号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 74 号について採決いたします。

議案第 74 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 75 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 75 号について採決いたします。

議案第 75 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 76 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 76 号について採決いたします。

議案第 76 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 77 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 77 号について採決いたします。

議案第 77 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 78 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 78 号について採決いたします。

議案第 78 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 79 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 79 号について採決いたします。

議案第 79 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 14

議案第 80 号 令和 6 年度津南町一般会計補正予算 (第 12 号)

議長 (恩田 稔)

議案第 80 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

議案第 80 号の主なものを御説明申し上げます。

総務課関係で、歳入で、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金繰入金が増。歳出で、ニュー・グリーンピア津南修繕費が増でございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長 (鈴木正人)

— (以下、資料に沿って細部の説明を行う。) —

議長 (恩田 稔)

これより質疑を行います。

— (質疑者なし) —

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 80 号について採決いたします。

議案第 80 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和 6 年第 6 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

— (午前 11 時 58 分) —